



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

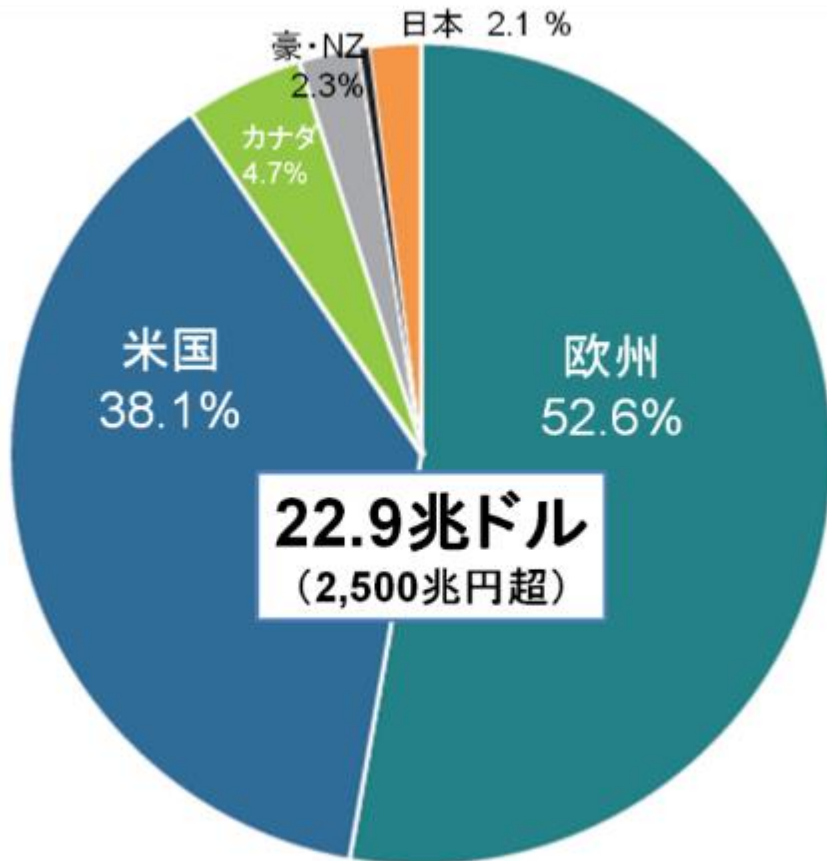
サステナブル金融を通じて目指す インパクトの創出

2019年1月30日

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、商品勧誘を目的としたものではありません。
記載されているデータは、各種情報源から入手、加工したものです。正確性と完全性を保証するものではありません。
本資料に記載されている内容については将来見解の変更もありえます。

国内外のESG市場規模

2500兆円を超える世界のESG市場（2016年）



日本のESG市場も急増している



* JSIF調査(2015年より機関投資家調査開始、2014年までは個人向け金融商品残高)

海外・国内の株主・投資家の変化を認識し、どう対応すべきか検討する必要性

金融コンセプトとしてのESGの進化

E(環境)

気候変動、温室効果ガスの排出、水を含む資源枯渇、廃棄物と汚染、森林破壊等

外部
不経済

S(社会)

奴隷、児童労働、先住民のコミュニティを含む地域社会、紛争、健康と労働安全、従業員関連、多様性

G(ガバナンス)

役員報酬、贈収賄と汚職、ロビー活動と政治献金、取締役会の多様性と構造、税務戦略

2006年
(国連)責任投資原則(PRI)

Gに関心が高い投資家(株主)の力を活用し企業(経済)にE・S重視を働きかける国連主導の取り組み

ESG

ESGは「長期的視点で考慮されるべき要素」と位置付けられる

株式から債券、不動産、ヘッジファンド等に対象資産クラスが拡大

資産運用業界から保険、銀行と取り組みが金融業界全般に拡大

サステナブル金融

インパクト金融＝サステナブル金融の中核

インパクト金融 Impact Finance

社会・環境課題の解決に主体的・直接的に影響を及ぼすこと

(サステナブル)タクソノミー (Sustainable) Taxonomy
(インパクト金融の対象となる)社会・環境課題に関する取り組みを分類すること

ポジティブ・インパクト金融原則 (UNEP FI)

責任投資原則
(PRI)

持続可能な保険原則
(PSI)

責任銀行原則 (PRB)
(2019年9月発足予定)

サステナブルな社会の定義＝SDGs(持続可能な開発目標)

「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」をスローガンに2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標
持続可能(サステナブル)な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成



銀行経営への示唆(インパクト金融の実践)

SDGsによって整理された社会的課題に対し、金融はどう対応すべきか？

ポジティブ・インパクト(PI)の最大化

社会・環境問題の解決に資する
企業やプロジェクトへ積極的に投融資を行う

資金ニーズの発掘・業務拡大

ネガティブ・インパクト(NI)の最小化

社会・環境問題を引き起こす企業やプロジェクト
への投融資を抑制する

座礁資産リスクの抑制・評判リスク拡大の回避

PIをもたらす新たな
プロジェクトの創出に
主体的役割を果たす

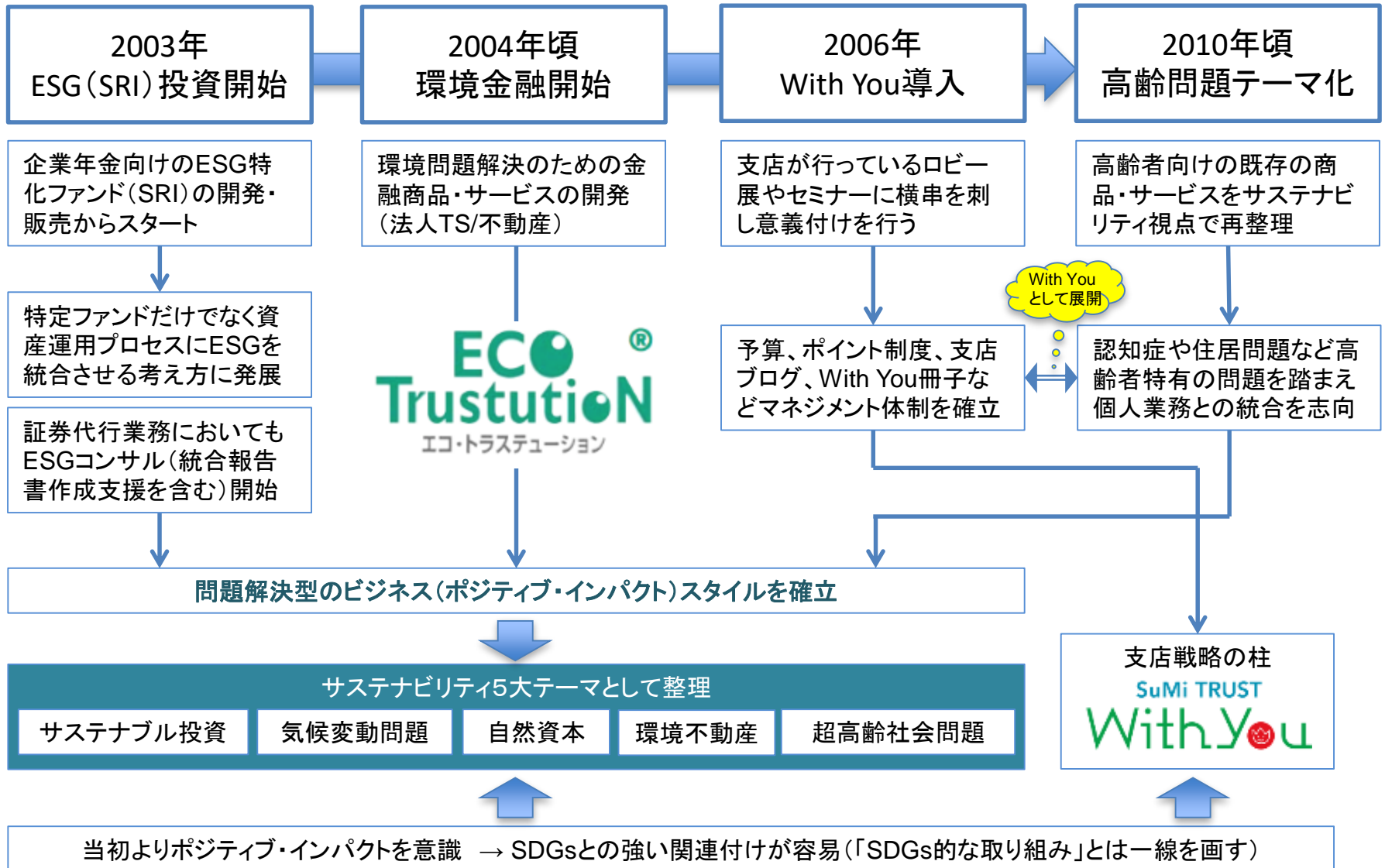
PIをもたらす企業
やプロジェクトを選
定し投融資する

NIをもたらす企業やプロ
ジェクトのインパクト中立化
(業態転換への支援等)

NIをもたらす企業やプロ
ジェクトからの投融資の
撤退(ダイベストメント)

ポジティブ・インパクト(PI)金融原則は、①投融資の対象とするインパクトの特定、②インパクトの評価方法の決定、③実行後のインパクトのモニタリングを求めている

サステナブル金融の推進(ポジティブ・インパクトの追求)



サステナブル投資とSDGs

注力するESG活動テーマ(2019年)

テーマ	具体的活動内容	関連するSDGs目標
気候変動問題	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量の多い産業への独自エンゲージメント(セメント・紙パルプ・電力・石油等の産業) 気候変動の国際イニシアティブであるCA100+の活動本格化(日本企業、アジア企業へのエンゲージメント) 	  
水資源・海洋汚染問題	<ul style="list-style-type: none"> 海洋プラスチックへの対応(化学・食品・小売業等へのエンゲージメント) 水資源リスクへの課題認識と対応改善の要求(飲料・食品・アパレル等へのエンゲージメント) 	   
ガバナンス改革の後押し	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の独立性向上、女性取締役比率上昇などダイバーシティの推進を後押し 「稼ぐ力」の持続的向上と適切なキャピタルアロケーション(成長投資と余剰キャッシュ還元のバランス) 	 
ESG情報開示の促進	<ul style="list-style-type: none"> 企業にSDGs到達(ESG課題解決への貢献と収益寄与)を意識した情報開示の促進 情報開示ルールである「TCFD」への関与強化(関係省庁等との連携) 	

気候変動問題への取り組みとSDGs

実現に向けた課題

- 2050年より十分早い時期にCO₂排出量実質ゼロを実現する脱炭素社会の構築
- 社会システムの急激な移行に伴い発生するリスクと機会の可視化
- 気候変動に対応したセクターを越えたビジネスモデルの構築
- 気候変動の適応と緩和に資する金融取引の拡大

課題解決のための基本戦略

- 金融、信託、不動産の機能を活用した脱炭素社会の構築に向けたソリューションを提供する。
- 投融資を通じて、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進に資金供給する。
- 気候変動に関心の高い投資家の運用ニーズに応える金融商品を提供する。
- 不動産、都市における気候変動対策を金融や環境性能評価で推進する。
- 責任ある機関投資家として、気候変動に関するスチュワードシップ活動を推進する。
- 気候変動に関連する情報開示を向上させる。

課題解決に向け設定した目標、KPI

- 国内外の石炭火力発電に対するプロジェクトファイナンス：原則として取り扱わない
- 再生可能エネルギー発電：一層の普及拡大に向けグローバルに貢献する
- 情報開示：TCFDなどによる気候関連の情報開示の向上に向けた体制を構築する



自然資本に関する取り組みとSDGs

実現に向けた課題

- 自然資本の重要性についての理解促進
- 企業の自然資本への依存と影響の把握方法の確立
- 企業価値の毀損につながる自然資本リスクの可視化
- 企業の自然資本に関する課題の解決に資する金融取引の拡大

課題解決のための基本戦略

- 自然資本の概念と重要性を、お客さまへの各種提案やセミナー等さまざまな機会を通じ訴求する。
- 自然資本プロトコルなど自然資本への依存と影響を適切に管理する方法論の確立に貢献する。
- 海外からの調達、事業やプロジェクトの継続に重大な影響を与える自然資本リスクを洗い出し、ESGの視点から投融資プロセスに取り込む。
- 陸域の自然資本の基盤は土地であることを踏まえ、山間部から都市部に至るまでそのエリアに即した生態系の回復に努め、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献する。
- 自然資本評価型環境格付融資の拡販や森林信託の開発など関連ビジネスを促進する。

課題解決に向け設定した目標、KPI

- お客さまへの提案やセミナー等を通じた訴求：年間20件以上
- 自然資本に関連したクレジットポリシー：2018年度中に導入
- 森林信託の開発：2019年度中に商品化



環境不動産への取り組みとSDGs

実現に向けた課題

- 不動産の環境性能の「見える化」
- 環境不動産の付加価値の「見える化」
- 不動産マーケットにおける環境不動産の付加価値の認知度向上
- 付加価値創出に向けた企業の取り組み拡大

課題解決のための基本戦略

- CASBEE-不動産、CASBEE-街区等、環境性能認証の取得を支援する。
- 建築コンサルティングや補助金採択支援を通じて環境配慮建築の実現を支援する。
- 各種委員会や講演会を通じて環境不動産に関する普及啓発活動を行う。
- グリーン金融、環境不動産ファンド等、環境不動産普及につながるビジネスを創出する。

課題解決に向け設定した目標、KPI

- 環境性能認証の取得支援 年間 20件以上(これまでの累計91件)
- 環境配慮建築の実現支援 年間 2件以上(これまでの累計12件)
- 環境不動産の普及啓発活動(投稿・講演等) 年間 10件以上(これまでの累計150件以上)



超高齢社会問題への取り組みとSDGs

実現に向けた課題

- 自分の人生は最後まで自分で決めるプロダクティブ・エイジングの考え方の浸透
- 健康を維持する年齢(健康年齢)、金融面の制約がなく生活できる年齢(資産寿命)の延伸に対するサポートの拡充
- 認知症になっても可能な限り本人の思いを尊重する意思決定支援体制の整備
- 自分らしい暮らしが継続して営める住まいや支援体制の整備(地域づくり)

課題解決のための基本戦略

- お客さま本位の金融サービスの提供やさまざまな情報提供を通じたプロダクティブ・エイジング支援
- 資産・負債両面にわたる総合コンサルティングを通じた資産形成や次世代への円滑な資産移転の支援
- 認知症についての社員のリテラシーの向上、地域連携、業界連携の促進、財産管理サービスの拡充
- QOL(生活の質)の維持につながる住まいの整備への貢献とお客さまへの選択肢のご提供

課題解決に向け設定した目標、KPI

- 人生100年時代に即した高齢のお客さまへの商品の拡充を含めたトータルソリューションモデルの高度化
- 営業店による近隣の地域包括支援センターと連携体制の拡大
- 財産管理サービスの充実化を含む認知症のお客さまへの対応力の強化
- 認知症問題に関する業界連携の促進

3 すべての人に健康と福祉を



8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを



責任銀行原則 (PRB) への署名

- UNEP FI (国連環境計画 金融イニシアティブ) が2019年9月に発足させる銀行業界の原則。
- 本原則は、商品・サービスが顧客、顧客、投資家、そして社会にとってどのように価値を生み出すかを明確に示し、事業戦略を社会の目標、とりわけSDGsとパリ気候協定に示される目標に一致させることを目指す。
- 三井住友トラスト・ホールディングスは2019年1月に日本の銀行では初めて指示を表明した。



原則1	アライメント	持続可能な開発目標 (SDG)、パリ気候協定、および関連する国内および地域の枠組みに示されているように、私たちは事業戦略を調整して、個人のニーズと社会の目標に一致させ、かつ貢献します。私たちは、最も大きな影響があるところに私たちの努力を集中します。
原則2	インパクト	私たちは、活動、商品、およびサービスから生じる人や環境へのネガティブなインパクトを軽減し、それらに対するリスクを管理しながら、私たちの継続的なポジティブなインパクトを増大させます。
原則3	クライアントと顧客	私たちは、持続可能な実践を奨励し、現在と将来の世代に共通の繁栄を生み出す経済活動を可能にするために、私たちのクライアントと私たちの顧客と責任を持って協力します。
原則4	ステークホルダー	私たちは、社会の目標を達成するために、関係するステークホルダーと積極的かつ責任を持って協議し、関わり、協力します。
原則5	ガバナンスと目標設定	私たちは、効果的なガバナンスと責任ある銀行のカルチャーの醸成を通じて、これらの原則へのコミットメントを実行し、最も重要なインパクトに関する目標を設定・公開することによって野心を示し説明責任を果たします。
原則6	透明性と説明責任	私たちは定期的にこれらの原則の社員および会社としての実施をレビューし、プラスとマイナスのインパクトと社会の目標への貢献について透明性を保ち説明責任を果たします。

ありがとうございました